

2016.09.01 作成

マイナンバー制度が始まりました

13年5月、「社会保障・税番号制度」通称「マイナンバー法」が国会で可決、成立、15年9月には「改正マイナンバー法」が成立しました。そしてその運用が16年1月から順次開始されました。マイナンバーとは、納税、年金、健康保険等の手続きをスムーズに行うため、日本に住んで住民登録をしている日本人および外国人一人一人に割り当てられる社会保障と税の共通番号のことです。マイナンバーは居住地の市区町村長が指定するランダムな12ケタの数字で、一度指定されたマイナンバーは原則変わることはありません。

導入の背景

そもそもマイナンバー制度実施の促進剤となったのは、07年2月に発覚した5万件の消えた年金記録問題でした。そのほかにも、高齢年金受給者の死亡後受給継続問題、生活保護の不正受給者問題など、さまざまな行政上の問題点が明らかになりました。日本ではこれまで、個人情報管理は、健康保険被保険者番号、基礎年金番号、住民コード、運転免許証番号、パスポート番号など、行政機関ごとに個別に付番され、各々の情報を管理してきました。まさに縦割り行政の結果でした。そこで、共通番号で個別の情報を管理するという観点から、党派を超えて国会で議論され、マイナンバー法の成立に至ったわけです。

今後の実施スケジュール

マイナンバー制度の実施スケジュールは、まず15年10月、市区町村から全国民にマイナンバーを記載した「通知カード」が配布開始されました。それは番号と基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）だけが記載されたカードです。住民票に記載された住所の世帯主あてに、簡易書留で送付。希望すれば「個人番号カード」が申請できます。表に顔写真と基本4情報、裏にマイナンバーが記載されているカードです。それ1枚で身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載された電子証明書を使って、e-Taxなどの各種電子申請が行えるほか、図書館利用証や印鑑登録証など住んでいる自治体が条例で定める一部サービスにも使用することができるようになりました。

運用対象分野

マイナンバーの運用は、まずは「社会保障」「税」「災害対策」の3分野に限定として国や地方の行政手続きなどで使われるようになっていきます。「社会保障」では医療保険の保険料徴収、年金の資格取得、給付などの場合、「税金」では税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載することになり

ます。

16年1月から源泉徴収票や確定申告などでマイナンバーを記入することになっています。コンビニで住民票などの取得が一部の自治体でも可能になる予定です。予防接種記録や特定健康診査（いわゆる「メタボ検診」）などの健康管理の記録は、転居時に自治体や健康保険組合の情報共有に利用される予定です。

17年1月から各種給付申請で住民票などの添付が不要となる予定です。17年7月以降個人番号カードが健康保険証になります。18年からは銀行の個人預金口座と番号の紐付けが任意ながら開始されます。21年から義務化される可能性が高いともいわれています。マイナンバーを口座に紐付けすれば、税務署は不正をしている疑いのある人の口座情報を銀行から得やすくなるわけです。

なお、マイナンバーと年金が紐付けされることは当面の間見送りとなりました。これは15年6月に、日本年金機構がサイバー攻撃により、個人情報が大量に流出してしまった事件を受けたことによる措置であり、最大でマイナンバーの取り扱いを1年5ヶ月、基礎年金番号との紐付けを11ヶ月遅らせることを決定しています。

今後、医療、戸籍、パスポート等色々な分野マイナンバーを使えるようにすることが検討されています。一方、ネットワークシステムを活用した各機関間の情報連携（やり取り）は、国の機関が17年1月から、地方公共団体は17年7月から順次始まる予定です。情報連携が始まると、申請の際に課税証明書等の添付書類が省略できるなど、国民の負担は軽減・利便性向上の実現が期待されます。（注1）

海外在住者への影響・注意点

最後に海外に在住の邦人の皆さんはマイナンバー制度の開始に際して現時点では特に影響はありませんし、特別の対応をする必要はありません。

2015年10月時点で外国に赴任、又は駐在し、日本に住民票が無い方の場合は、マイナンバーの申告は出来ませんので、この方々の事務を日本で行う場合は、マイナンバーの欄は無記入になります。今後の対応については、マイナンバーの付与は検討されているものの、具体的なことは現在のところ決まっていません。結局、日本に帰国した後、住民票を作成した時に初めて、マイナンバーが交付・通知されます。マイナンバーが一度交付されれば、その後に海外赴任をして日本に住民票が無くなっても、帰国した時に同じ番号をそのまま使えます。

日本に住民票を残して海外赴任されている方は、15年10月以降通知カード

が留守宅に発送されました。留守宅にどなたも住んでいらっしゃらない場合は、簡易書留なので転送不要となりカードは市区町村に戻ります。帰国した際再申請をして入手することになりますが、有料となります。

海外に住みながら住民票を日本に残され、その為国民健康保険料や介護保険料を納めている場合、マイナンバーがなくとも当面は特に問題は無いようです。何らかの理由でマイナンバーを取得された方が注意する点は、最初にマイナンバーは、税・社会保障・災害対策以外のことで他言しないことです。誰に、どのような目的で、マイナンバーを伝えるのか・伝えていいのかを確認してからマイナンバーを伝えるようにして下さい。

18年からは銀行での個人預金口座へのマイナンバーの登録が始まります。当初は任意ですが、21年から義務化される可能性が濃厚といわれています。その場合、マイナンバーを保持していないと海外に居住していることが判明し、口座の解約となりかねません。(注2) この点の取り扱いは銀行により異なりますので確認されて備える必要があります。年金を日本の口座に振り込んでいる場合などは、一時帰国された際、「非居住者口座」の開設を検討されるのも良いかもしれません。

さらに18年からマイナンバーを戸籍に適用することが検討されていますが、実施の予定は今の所ありません。住民票にはマイナンバーが掲載されるようになりました。

現在は結婚届、離婚届、パスポート申請のほか、年金の受給申請や遺産相続などの行政手続きで戸籍が必要です。戸籍にもマイナンバーを適用すれば行政機関がオンラインで戸籍情報をやり取りできるようになり、手間が省かれます。また米国籍を取得以降も国籍喪失届を提出することなく、その結果戸籍に引き続き登録されている方は、当面は問題ありませんが、それぞれの行政機関との情報の連携が進むと何らかの対応が迫られることも将来発生するかもしれません。

将来マイナンバーを活用することにより、日本国内の行政手続きと海外の領事館の領事業務を連携させ、在留邦人の方々の行政手続き負担の軽減と利便性の向上が計れることがおおいに期待されます。例えば、年金受給者の方（日本国籍）が毎年領事館から取り寄せて日本年金機構に提出している“在留証明”は提出不要となることでしょうか。また、在留届の精度が高まりその結果、海外在留邦人の災害時の安否確認作業や不効率な在外選挙の選挙人登録制度が大きく改善されることでしょうか。

(注1) 金融庁総務企画局政策課 (2016. 2. 22)

金融機関における非居住者が行う国外送金手続きとマイナンバーについて

日本国内の金融機関の本支店に開設された預貯金口座充てに、日本国外から送金が行われた場合、送金者が非居住者であること、又は送金の受領者が非居住者であることによりマイナンバーを有しない場合、マイナンバーが無いことのみを理由として、金融機関が当該海外からの送金、又は当該送金された金銭の支払いを拒否することはありません。ただし、非居住者であること（従来、居住者であった方が新たに非居住者となったこと等を含む。）は、金融機関に対して正式に届出を行っていただいている必要があります。

(注2)マイナンバーの提供を求められる主なケース (2016.01.18 現在)
金融機関等 (銀行、証券会社等)

・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方
(2018年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。

既存口座で行う証券取引については、2016年以降3年間の猶予あり)

- ・国外送金又は国外から送金の受領をされる方
- ・信託会社に信託されている方
- ・非上場株の配当を受け取る株主

勤務先

- ・給与、退職金などを受け取る方
- ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方
- ・国民年金の第3号被保険者（従業員の子）等

税務署、健康保険協会、健康保険組合、

- ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方。
(生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、2016年分以降の税の確定申告等)
- ・日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。

不動産業者等

- ・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方。

契約先 (契約先企業、講演等の主催起業など)

- ・報酬、料金、契約金をうけとる方など。(例 士業、外交員、原稿料講演料)、

海外年金相談センター 市川俊治

住所 〒162-0067 東京都新宿区富久町15番1-2711号

TEL&FAX:81-3-3226-3240

E-Mail nenkinichikawa@gmail.com

<http://nenkinichikawa.org>